

告 示

埼玉県告示第千二百九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

令和三年十月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

名称		シヨートステイ みんなの家・蓮田		名称		椿峰クリニック	
所在地		蓮田市東二―一 ―二五		所在地		所沢市北野野竹 五七	
サービスの種類		短期入所生活介護 介護予防短期入所 生活介護		サービスの種類		介護予防居宅療養 管理指導 介護予防訪問リハ ビリテーション 介護予防訪問看護 居宅療養管理指導 訪問リハビリテー ション 訪問看護	
廃止年月日		令和三年十月三十 一日		廃止年月日		令和三年六月三十 日	

グリーン調剤薬局		マリブ調剤薬局	
所沢市緑町四 六―三		春日部市上蛭田 六三〇―一 二マシヨ ン一〇	
介護予防居宅療 養管理指導	居宅療養管理指 導	介護予防居宅療 養管理指導	居宅療養管理指 導
令和三年八月三十 一日		令和三年七月三十 一日	